

岩手県告示第247号

平成26年3月25日県議会の議決を経た平成26年度岩手県一般会計予算、平成26年度岩手県母子寡婦福祉資金特別会計予算、平成26年度岩手県農業改良資金等特別会計予算、平成26年度岩手県県有林事業特別会計予算、平成26年度岩手県林業・木材産業資金特別会計予算、平成26年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計予算、平成26年度岩手県中小企業振興資金特別会計予算、平成26年度岩手県土地先行取得事業特別会計予算、平成26年度岩手県公債管理特別会計予算、平成26年度岩手県証紙収入整理特別会計予算、平成26年度岩手県流域下水道事業特別会計予算、平成26年度岩手県港湾整備事業特別会計予算、平成26年度岩手県立病院等事業会計予算、平成26年度岩手県電気事業会計予算及び平成26年度岩手県工業用水道事業会計予算の要領は、次のとおりである。

平成26年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

平成 26 年度岩手県一般会計予算

平成 26 年度岩手県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,016,749,640 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 税		千円 111,003,000
	1 県 民 税	39,221,000
	2 事 業 税	18,916,000
	3 地 方 消 費 税	11,985,000
	4 不 動 産 取 得 税	2,531,000
	5 県 た ば こ 税	1,579,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	308,000
	7 自 動 車 取 得 税	1,394,000
	8 軽 油 引 取 税	17,459,000
	9 自 動 車 税	17,463,000
	10 鉱 区 税	17,000
	11 狩 猟 税	30,000
	12 産 業 廃 棄 物 税	98,000
13 旧 法 に よ る 税	2,000	
2 地 方 消 費 税 清 算 金		28,802,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	28,802,000

3 地 方 讓 与 税		25,385,000
	1 地 方 法 人 特 別 讓 与 税	21,257,000
	2 地 方 揮 発 油 讓 与 税	3,903,000
	3 石 油 ガ ス 讓 与 税	217,000
	4 地 方 道 路 讓 与 税	1,000
	5 航 空 機 燃 料 讓 与 税	7,000
4 地 方 特 例 交 付 金		267,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	267,000
5 地 方 交 付 税		286,303,357
	1 地 方 交 付 税	286,303,357
6 交 通 安 全 对 策 特 別 交 付 金		457,741
	1 交 通 安 全 对 策 特 別 交 付 金	457,741
7 分 担 金 及 び 負 担 金		3,186,650
	1 分 担 金	464,170
	2 負 担 金	2,722,480
8 使 用 料 及 び 手 数 料		4,862,588
	1 使 用 料	2,631,462
	2 手 数 料	2,231,126
9 国 庫 支 出 金		202,775,539

	1 国 庫 負 担 金	126,790,242
	2 国 庫 補 助 金	73,531,059
	3 委 託 金	2,454,238
10 財 産 収 入		754,452
	1 財 産 運 用 収 入	286,131
	2 財 産 売 払 収 入	468,321
11 寄 附 金		56,118
	1 寄 附 金	56,118
12 繰 入 金		117,804,462
	1 特 別 会 計 繰 入 金	267,495
	2 基 金 繰 入 金	117,536,967
13 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
14 諸 収 入		155,272,566
	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料 等	139,165
	2 預 金 利 子	152,375
	3 公 営 企 業 貸 付 金 元 利 収 入	11,473,333
	4 貸 付 金 元 利 収 入	128,945,988
	5 受 託 事 業 収 入	1,217,500

	6 収 益 事 業 収 入	3,493,324
	7 利 子 割 精 算 金 収 入	6,324
	8 雑 入	9,844,557
15 県 債		79,819,166
	1 県 債	79,819,166
歳 入 合 計		1,016,749,640

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		千円 1,311,820
	1 議 会 費	1,311,820
2 総 務 費		26,266,301
	1 総 務 管 理 費	11,080,531
	2 企 画 費	1,577,144
	3 徴 税 費	5,259,523
	4 地 域 振 興 費	5,611,251
	5 選 挙 費	59,171
	6 防 災 費	661,924
	7 統 計 調 査 費	601,736
	8 人 事 委 員 会 費	149,968
	9 監 査 委 員 費	257,292
10 国 体 ・ 障 が い 者 ス ポ ー ツ 大 会 費	1,007,761	
3 民 生 費		90,824,128
	1 社 会 福 祉 費	62,588,312
	2 県 民 生 活 費	2,083,030
3 児 童 福 祉 費	15,818,264	

	4 生 活 保 護 費	3,465,315
	5 災 害 救 助 費	6,869,207
4 衛 生 費		30,102,819
	1 公 衆 衛 生 費	4,951,427
	2 環 境 衛 生 費	11,386,652
	3 保 健 所 費	1,256,161
	4 医 藥 費	12,508,579
5 勞 働 費		21,938,645
	1 勞 政 費	19,918,105
	2 職 業 訓 練 費	1,899,944
	3 勞 働 委 員 会 費	120,596
6 農 林 水 産 業 費		77,680,069
	1 農 業 費	16,123,658
	2 畜 産 業 費	5,351,352
	3 農 地 費	18,386,890
	4 林 業 費	19,283,395
	5 水 産 業 費	18,534,774
7 商 工 費		133,650,415
	1 商 工 業 費	133,137,157

	2 観 光 費	513,258
8 土 木 費		147,825,592
	1 土 木 管 理 費	8,506,998
	2 道 路 橋 り よ う 費	73,256,078
	3 河 川 海 岸 費	28,546,762
	4 港 湾 費	7,645,724
	5 都 市 計 画 費	2,526,563
	6 住 宅 費	27,343,467
9 警 察 費		27,470,536
	1 警 察 管 理 費	25,289,361
	2 警 察 活 動 費	2,181,175
10 教 育 費		143,299,641
	1 教 育 総 務 費	14,520,187
	2 小 学 校 費	45,080,043
	3 中 学 校 費	27,873,116
	4 高 等 学 校 費	29,401,123
	5 特 別 支 援 学 校 費	10,451,102
	6 社 会 教 育 費	3,507,282
	7 保 健 体 育 費	1,849,463

	8 大 学 费	3,877,382
	9 私 立 学 校 费	6,739,943
11 灾 害 复 旧 费		126,046,385
	1 庁 舍 等 施 设 灾 害 复 旧 费	554,568
	2 保 健 福 祉 施 设 灾 害 复 旧 费	2,296,762
	3 农 林 水 产 施 设 灾 害 复 旧 费	61,169,313
	4 商 工 劳 働 観 光 施 设 灾 害 复 旧 费	6,725,680
	5 土 木 施 设 灾 害 复 旧 费	51,261,656
	6 教 育 施 设 灾 害 复 旧 费	4,038,406
12 公 债 费		132,545,109
	1 公 债 费	132,545,109
13 诸 支 出 金		57,488,180
	1 公 营 企 业 贷 付 金	10,300,000
	2 公 营 企 业 出 资 金	7,739
	3 公 营 企 业 负 担 金	19,772,585
	4 地 方 消 费 税 清 算 金	11,357,948
	5 利 子 割 交 付 金	236,143
	6 配 当 割 交 付 金	187,157
	7 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	34,411

	8 地 方 消 費 税 交 付 金	14,456,879
	9 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	215,491
	10 自 動 車 取 得 税 交 付 金	919,529
	11 利 子 割 精 算 金	298
14 予 備 費		300,000
	1 予 備 費	300,000
歳 出 合 計		1,016,749,640

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
1 防災ヘリコプター更新整備	平成26年度から平成27年度まで	2,274,000千円
2 看護師等養成所施設整備	平成26年度から平成27年度まで	221,000千円
3 岩手県信用保証協会が行う中小企業再生支援に係る融資についての信用保証契約の履行に伴う損失補償	平成26年度から平成42年度まで	損失補償総額100,000千円を限度とし、日本政策金融公庫の無担保保険を付した場合にあっては元本の10パーセント以内、普通保険を付した場合にあっては元本の15パーセント以内に相当する額以内
4 岩手県信用保証協会が行う中小企業成長応援資金についての信用保証契約の履行に伴う損失補償	平成26年度から平成37年度まで	損失補償総額2,000千円を限度とし、日本政策金融公庫の無担保保険を付した場合にあっては元本の10パーセント以内、普通保険を付した場合にあっては元本の15パーセント以内に相当する額以内
5 公益財団法人いわて産業振興センターが貸与した設備に係る被貸与者からの償還金の納入がない場合の不足額の損失補償	平成26年度から平成34年度まで	552,000千円
6 岩手県信用保証協会が行う中小企業東日本大震災復興資金についての信用保証契約の履行に伴う損失補償	平成26年度から平成42年度まで	損失補償総額100,000千円を限度とし、日本政策金融公庫の無担保保険を付した場合にあっては、元本の4パーセント以内に相当する額以内
7 中小企業東日本大震災復興資金の融通に伴う保証料補給	平成26年度から平成36年度まで	融資総額30,000,000千円を限度とし、年0.8パーセント以内の割合で計算した額
8 離職者等再就職訓練事業	平成26年度から平成27年度まで	36,450千円
9 公益社団法人全国農地保有合理化協会が公益社団法人岩手県農業公社に融通した資金について元利金の償還がない場合の不足額の損失補償	平成26年度から平成36年度まで	融資総額150,000千円を限度とし、元本及びその約定利息（遅延利息を含む。）に相当する額以内
10 農業近代化資金の融通に伴う利子補給	平成26年度から平成46年度まで	融資総額1,211,000千円を限度とし、年1.25パーセント以内の割合で計算した額
11 中山間地域活性化資金の融通に伴う利子補給	平成26年度から平成51年度まで	融資総額12,000千円を限度とし、年2.05パーセント以内の割合で計算した額

12 農業経営負担軽減支援資金の融通に伴う利子補給	平成26年度から平成44年度まで	融資総額513,000千円を限度とし、年1.25パーセント以内の割合で計算した額
13 農業経営安定緊急支援資金の融通に伴う利子補給	平成26年度から平成36年度まで	融資総額100,000千円を限度とし、年0.5パーセント以内の割合で計算した額
14 土地改良負担金償還平準化事業による資金の融通に伴う利子補給補助	平成26年度から平成37年度まで	融資総額244,010千円を限度とし、年1.625パーセント以内の割合で計算した額
15 水産加工経営改善促進資金の融通に伴う利子補給	平成26年度から平成29年度まで	融資総額21,000千円を限度とし、年1.25パーセント以内の割合で計算した額
16 漁業近代化資金の融通に伴う利子補給	平成26年度から平成49年度まで	融資総額900,000千円を限度とし、年1.25パーセント以内の割合で計算した額
17 漁業経営維持安定資金の融通に伴う利子補給	平成26年度から平成44年度まで	融資総額300,000千円を限度とし、年1.25パーセント以内の割合で計算した額
18 東日本大震災漁業経営復興特別資金の融通に伴う利子補給	平成26年度から平成36年度まで	融資総額600,000千円を限度とし、年0.5パーセント以内の割合で計算した額
19 かんがい排水事業	平成26年度から平成27年度まで	55,000千円
20 畑地帯総合整備事業	平成26年度から平成27年度まで	44,000千円
21 経営体育成基盤整備事業	平成26年度から平成27年度まで	1,374,000千円
22 中山間地域総合整備事業	平成26年度から平成27年度まで	345,000千円
23 基幹水利施設ストックマネジメント事業	平成26年度から平成27年度まで	61,000千円
24 水質保全対策事業	平成26年度から平成27年度まで	22,000千円
25 小水力等再生可能エネルギー導入推進事業	平成26年度から平成27年度まで	36,000千円
26 ため池等整備事業	平成26年度から平成27年度まで	44,000千円
27 海岸高潮対策事業（農地）	平成26年度から平成27年度まで	37,000千円

28	農村災害対策整備事業	平成26年度から平成27年度まで	22,000千円
29	農用地災害復旧関連区画整理事業	平成26年度から平成27年度まで	586,000千円
30	漁港施設機能強化事業	平成26年度から平成27年度まで	1,110,000千円
31	農地等災害復旧事業	平成26年度から平成27年度まで	100,000千円
32	治山災害復旧事業	平成26年度から平成27年度まで	1,500,000千円
33	漁港災害復旧事業	平成26年度から平成28年度まで	17,789,000千円
34	道路環境改善事業	平成26年度から平成27年度まで	135,000千円
35	橋りょう補強事業	平成26年度から平成27年度まで	210,000千円
36	地域連携道路整備事業	平成26年度から平成28年度まで	11,910,000千円
37	基幹河川改修事業	平成26年度から平成27年度まで	398,000千円
38	三陸高潮対策事業	平成26年度から平成30年度まで	19,490,000千円
39	総合流域防災事業（河川）	平成26年度から平成27年度まで	220,000千円
40	特定構造物改築事業	平成26年度から平成27年度まで	220,000千円
41	砂防事業	平成26年度から平成27年度まで	230,000千円
42	海岸高潮対策事業（河川）	平成26年度から平成28年度まで	5,240,000千円
43	津波危機管理対策緊急事業（河川）	平成26年度から平成28年度まで	4,490,000千円
44	築川ダム建設事業	平成26年度から平成32年度まで	17,370,000千円
45	港湾高潮対策事業	平成26年度から平成28年度まで	20,660,000千円
46	都市計画道路整備事業	平成26年度から平成28年度まで	2,400,000千円
47	公営住宅建設事業	平成26年度から平成27年度まで	315,000千円

48	災害公営住宅整備事業	平成26年度から平成28年度まで	14,360,000千円
49	河川等災害復旧事業	平成26年度から平成30年度まで	67,210,000千円
50	港湾災害復旧事業	平成26年度から平成27年度まで	10,155,000千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地区合同庁舎施設等整備	千円 196,000	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。
消防救急無線デジタル化整備事業	116,000	同 上	同 上	同 上
三陸鉄道安全輸送設備等整備	31,000	同 上	同 上	同 上
障害者支援施設等整備	44,000	同 上	同 上	同 上
老人福祉施設整備	491,000	同 上	同 上	同 上
婦人保護施設整備	7,000	同 上	同 上	同 上
青少年関連施設改修事業	185,000	同 上	同 上	同 上
児童福祉施設整備	42,000	同 上	同 上	同 上
災害援護資金貸付金	997,666	同 上	同 上	同 上
県境不法投棄現場環境再生事業	171,000	同 上	同 上	同 上
石綿健康被害救済制度負担金	10,500	同 上	同 上	同 上
国定公園等施設整備事業	12,000	同 上	同 上	同 上
自然公園施設整備事業	19,000	同 上	同 上	同 上
草地対策事業	6,000	同 上	同 上	同 上
土地改良事業	2,420,000	同 上	同 上	同 上
農地防災事業	168,000	同 上	同 上	同 上

林道事業	760,000	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。
治山事業	878,000	同	上	同
漁業取締船代船建造事業	565,000	同	上	同
漁港漁場整備事業	7,000	同	上	同
岩手産業文化センター施設整備	357,000	同	上	同
中小企業振興資金特別会計繰出金	16,000	同	上	同
道路橋りょう維持事業	7,528,000	同	上	同
道路橋りょう新設改良事業	4,102,000	同	上	同
河川改良事業	4,170,000	同	上	同
砂防事業	889,000	同	上	同
水防警報施設整備事業	68,000	同	上	同
河川総合開発事業	720,000	同	上	同
港湾建設事業	123,000	同	上	同
広域公園整備事業	41,000	同	上	同
街路事業	461,000	同	上	同
公営住宅建設事業	3,629,000	同	上	同
警察施設整備事業	17,000	同	上	同

交通安全施設整備	324,000	同	上	同	上	同	上
高等学校校舎等建設事業	191,000	同	上	同	上	同	上
特別支援学校整備事業	17,000	同	上	同	上	同	上
柳之御所遺跡整備調査事業	6,000	同	上	同	上	同	上
農地等災害復旧事業	24,000	同	上	同	上	同	上
海岸保全施設災害復旧事業	11,000	同	上	同	上	同	上
林道災害復旧事業	3,000	同	上	同	上	同	上
治山災害復旧事業	105,000	同	上	同	上	同	上
漁業用施設災害復旧事業	6,000	同	上	同	上	同	上
漁港災害復旧事業	75,000	同	上	同	上	同	上
河川等災害復旧事業	1,675,000	同	上	同	上	同	上
港湾災害復旧事業	17,000	同	上	同	上	同	上
学校施設災害復旧事業	7,000	同	上	同	上	同	上
体育施設災害復旧事業	5,000	同	上	同	上	同	上
厚生福利施設災害復旧事業	5,000	同	上	同	上	同	上
臨時財政対策債	44,401,000	同	上	同	上	同	上
退職手当債	3,700,000	同	上	同	上	同	上
計	79,819,166						

平成 26 年度岩手県母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成 26 年度岩手県の母子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 274,727 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 繰 入 金		千円 7,290
	1 一 般 会 計 繰 入 金	7,290
2 繰 越 金		45,547
	1 繰 越 金	45,547
3 諸 収 入		221,890
	1 貸 付 金 元 利 収 入	215,725
	2 預 金 利 子	1
	3 雑 入	6,164
歳 入 合 計		274,727

歳 出

款	項	金 額
1 母 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 費		千円 274,727
	1 貸 付 費	261,200
	2 貸 付 事 務 費	13,527
歳 出 合 計		274,727

平成 26 年度岩手県農業改良資金等特別会計予算

平成 26 年度岩手県の農業改良資金等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 120,261 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 繰 入 金		千円 985
	1 一 般 会 計 繰 入 金	985
2 繰 越 金		39,568
	1 繰 越 金	39,568
3 諸 収 入		55,456
	1 貸 付 金 収 入	55,455
	2 雑 入	1
4 県 債		24,252
	1 県 債	24,252
歳 入 合 計		120,261

歳 出

款	項	金 額
1 農 業 改 良 資 金 貸 付 費		千円 47,461
	1 貸 付 費	47,020
	2 業 務 費	441
2 就 農 支 援 資 金 貸 付 費		72,800
	1 貸 付 費	72,254
	2 業 務 費	546
歳 出 合 計		120,261

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
就農支援資金貸付金	千円 24,252	青年等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法の定めるところによる。	無 利 子	青年等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法の定めるところによる。

平成 26 年度岩手県県有林事業特別会計予算

平成 26 年度岩手県の県有林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,204,645 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 財 産 収 入		千円 149
	1 財 産 収 入	149
2 繰 入 金		3,095,528
	1 繰 入 金	3,095,528
3 繰 越 金		2
	1 繰 越 金	2
4 諸 収 入		108,966
	1 諸 収 入	108,966
歳 入 合 計		3,204,645

歳 出

款	項	金 額
1 県 有 林 事 業 費		千円 3,192,805
	1 県 有 林 事 業 費	3,192,805
2 災 害 復 旧 費		11,840
	1 県 有 林 施 設 災 害 復 旧 費	11,840
歳 出 合 計		3,204,645

平成 26 年度岩手県林業・木材産業資金特別会計予算

平成 26 年度岩手県の林業・木材産業資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,287,602 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 繰 入 金		千円 2,120
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,120
2 繰 越 金		570,001
	1 繰 越 金	570,001
3 諸 収 入		715,481
	1 貸 付 金 元 利 収 入	505,125
	2 雑 入	210,356
歳 入 合 計		1,287,602

歳 出

款	項	金 額
1 林業・木材産業改善資金貸付費		千円 656,477
	1 貸 付 費	654,000
	2 業 務 費	2,477
2 木材産業等高度化推進資金貸付費		630,000
	1 貸 付 費	630,000
3 林業就業促進資金貸付費		1,125
	1 貸 付 費	1,125
歳 出	合 計	1,287,602

平成 26 年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成 26 年度岩手県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 874,522 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 繰 入 金		千円 1,318
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,318
2 繰 越 金		837,142
	1 繰 越 金	837,142
3 諸 収 入		36,062
	1 貸 付 金 収 入	36,060
	2 雑 入	2
歳 入 合 計		874,522

歳 出

款	項	金 額
1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 貸 付 費		千円 874,522
	1 貸 付 費	873,201
	2 業 務 費	1,321
歳 出 合 計		874,522

平成 26 年度岩手県中小企業振興資金特別会計予算

平成 26 年度岩手県の中小企業振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,672,704 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 繰 入 金		千円 43,073
	1 一 般 会 計 繰 入 金	43,073
2 繰 越 金		651,328
	1 繰 越 金	651,328
3 諸 収 入		760,703
	1 貸 付 金 元 利 収 入	759,819
	2 預 金 利 子	835
	3 雑 入	49
4 県 債		2,217,600
	1 県 債	2,217,600
歳 入 合 計		3,672,704

歳 出

款	項	金 額
1 小規模企業者等設備導入資金貸付費		千円 3,672,704
	1 貸 付 費	3,653,701
	2 貸 付 事 務 費	19,003
歳 出 合 計		3,672,704

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業高度化資金貸付金	千円 2,217,600	独立行政法人中小企業基盤整備機構法の定めるところによる。	年1.05%以内	独立行政法人中小企業基盤整備機構法の定めるところによる。

平成 26 年度岩手県土地先行取得事業特別会計予算

平成 26 年度岩手県の土地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,221 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 財 産 収 入		千円 1,220
	1 財 産 運 用 収 入	1,220
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		1,221

歳 出

款	項	金 額
1 管 理 事 務 費		千円 1,221
	1 管 理 事 務 費	1,221
歳 出 合 計		1,221

平成 26 年度岩手県公債管理特別会計予算

平成 26 年度岩手県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 243,381,934 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 財 産 収 入		千円 23,340
	1 財 産 運 用 収 入	23,340
2 繰 入 金		132,684,994
	1 一 般 会 計 繰 入 金	132,351,659
	2 基 金 繰 入 金	333,335
3 県 債		110,673,600
	1 県 債	110,673,600
歳 入 合 計		243,381,934

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 費		千円 243,381,934
	1 公 債 費	243,381,934
歳 出 合 計		243,381,934

平成 26 年度岩手県証紙収入整理特別会計予算

平成 26 年度岩手県の証紙収入整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,229,807 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 証 紙 収 入		千円 4,229,806
	1 証 紙 収 入	4,229,806
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		4,229,807

歳 出

款	項	金 額
1 繰 出 金		千円 4,229,807
	1 一 般 会 計 繰 出 金	4,229,807
歳 出 合 計		4,229,807

平成 26 年度岩手県流域下水道事業特別会計予算

平成 26 年度岩手県の流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9,777,756 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		千円 4,531,980
	1 負 担 金	4,531,980
2 使 用 料 及 び 手 数 料		265
	1 使 用 料	265
3 国 庫 支 出 金		2,474,200
	1 国 庫 補 助 金	2,474,200
4 繰 入 金		816,023
	1 一 般 会 計 繰 入 金	816,023
5 繰 越 金		955,349
	1 繰 越 金	955,349
6 諸 収 入		98,939
	1 雑 入	98,939
7 県 債		901,000
	1 県 債	901,000
歳 入 合 計		9,777,756

歳 出

款	項	金 額
1 流域下水道事業費		千円 8,323,438
	1 流域下水道管理費	4,151,849
	2 流域下水道建設費	4,171,589
2 公 債 費		1,454,318
	1 公 債 費	1,454,318
歳 出 合 計		9,777,756

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
流域下水道建設事業	平成26年度から平成27年度まで	1,533,000千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道建設事業	千円 901,000	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。

平成 26 年度岩手県港湾整備事業特別会計予算

平成 26 年度岩手県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,467,130 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 96,515
	1 使用料	96,515
2 財産収入		1
	1 財産売払収入	1
3 繰入金		2,956,612
	1 一般会計繰入金	2,956,612
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1
	1 雑入	1
6 県債		414,000
	1 県債	414,000
歳 入 合 計		3,467,130

歳 出

款	項	金 額
1 事 業 費		千円 1,559,280
	1 港 湾 施 設 整 備 費	1,559,280
2 公 債 費		1,907,850
	1 公 債 費	1,907,850
歳 出 合 計		3,467,130

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾施設整備事業	千円 414,000	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。

平成 26 年度岩手県立病院等事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 26 年度岩手県立病院等事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区 分	事 項	業 務 の 予 定 量
1 収益的収入及び支出	1 病 床 数	5,019 床
	2 年 間 延 患 者 数	
	(1) 入 院 患 者 数	1,323,000 人
	(2) 外 来 患 者 数	2,043,000 人
	3 一 日 平 均 患 者 数	
	(1) 入 院 患 者 数	3,625 人
2 資本的収入及び支出	(2) 外 来 患 者 数	8,377 人
	1 病 院 建 築 工 事	
	(1) 高 田 病 院 新 築 工 事	用地取得費及び基本実施設計料他 545,274 千円
	(2) 大 槌 病 院 新 築 工 事	用地取得費及び鉄筋コンクリート造 3 階建 1,447,110 千円
	(3) 山 田 病 院 新 築 工 事	用地取得費及び基本実施設計料他 630,887 千円
	2 医 療 器 械	線形加速器システム等の購入 4,730,427 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	病院事業収益	100,397,355千円
第1項	医療収益	87,086,333千円
第2項	医療外収益	13,311,022千円
	支出	
第1款	病院事業費用	126,781,547千円
第1項	医療費用	94,192,681千円
第2項	医療外費用	3,949,719千円
第3項	特別損失	28,539,147千円
第4項	予備費	100,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,187,984千円は、過年度分損益勘定留保資金9,187,984千円で補てんするものとする。)

	収入	
第1款	資本的収入	14,422,351千円
第1項	企業債	5,099,000千円
第2項	出資金	7,739千円
第3項	負担金	5,286,079千円
第4項	補助金	4,029,533千円
	支出	
第1款	資本的支出	23,610,335千円
第1項	建設改良費	11,217,117千円
第2項	企業債償還金	11,011,618千円
第3項	他会計からの長期借入金 償還金	1,000,000千円
第4項	投資	381,600千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(事 項)	(期 間)	(限 度 額)
大 槌 病 院 新 築 工 事	平成26年度から平成27年度まで	329,535 千円
山 田 病 院 新 築 工 事	平成26年度から平成27年度まで	1,136,270 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
病院建築及び医療器械整備	千円 5,099,000	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、14,300,000 千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	78,402,333 千円
(2) 交 際 費	1,000 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、25,003,788 千円と定める。

(重要な資産の取得)

第 10 条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	(種 類)	(名 称)	(数 量)
取得する資産	医 療 器 械	線形加速器システム	2 台
	同 上	超電導磁石式全身用MR装置	3 台
	同 上	循環器用X線透視診断装置	2 台
	同 上	X線CT組合せ型SPECT装置	1 台
	同 上	臨床検査情報システム	1 台

平成 26 年度岩手県電気事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 26 年度岩手県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売目標電力量

胆 沢 第 二 発 電 所	25,754,000 キロワットアワー
岩 洞 発 電 所	175,269,000 キロワットアワー
仙 人 発 電 所	94,844,000 キロワットアワー
四 十 四 田 発 電 所	43,012,000 キロワットアワー
御 所 発 電 所	56,696,000 キロワットアワー
滝 発 電 所	2,543,000 キロワットアワー
北 ノ 又 発 電 所	38,915,000 キロワットアワー
入 畑 発 電 所	8,938,000 キロワットアワー
松 川 発 電 所	19,237,000 キロワットアワー
早 池 峰 発 電 所	7,312,000 キロワットアワー
稲 庭 高 原 風 力 発 電 所	4,657,000 キロワットアワー
柏 台 発 電 所	11,419,000 キロワットアワー
北 ノ 又 第 三 発 電 所	383,000 キロワットアワー
胆 沢 第 四 発 電 所	1,106,000 キロワットアワー
胆 沢 第 三 発 電 所	8,759,000 キロワットアワー
北上大規模太陽光発電所 (仮称)	257,000 キロワットアワー
計	499,101,000 キロワットアワー

(2) 主要建設事業

事業名	施行場所	事業費	事業概要
胆沢第三発電所建設事業	奥州市地内	267,783千円	発電所建屋建設工事、水車発電機製作工事等
北上大規模太陽光発電所(仮称)建設事業	北上市地内	565,398千円	発電所建設工事等
計		833,181千円	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 電気事業収益	5,044,440千円
第1項 営業収益	4,579,958千円
第2項 附帯事業収益	101,979千円
第3項 財務収益	61,860千円
第4項 事業外収益	60,668千円
第5項 特別利益	239,975千円

支 出

第1款 電気事業費用	4,367,101千円
第1項 営業費用	4,107,911千円
第2項 附帯事業費用	86,652千円
第3項 財務費用	99,541千円
第4項 事業外費用	743千円
第5項 特別損失	67,254千円
第6項 予備費	5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額（資金運用に係る投資償還収入 484,850 千円及び投資 2,007,600 千円を除く。）に対し不足する額 2,401,377 千円は、過年度分損益勘定留保資金 1,188,547 千円、減債積立金 244,480 千円、建設改良積立金 514,418 千円、中小水力発電開発改良積立金 192,024 千円、環境保全・クリーンエネルギー導入促進積立金 30,000 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 231,908 千円で補てんするものとする。）。)

収 入	
第1款 資本的収入	1,575,624 千円
第1項 補助金	50,980 千円
第2項 負担金	31,526 千円
第3項 長期貸付金償還金	998,268 千円
第4項 投資償還収入	494,850 千円
支 出	
第1款 資本的支出	5,499,751 千円
第1項 建設費	833,181 千円
第2項 改良費	1,943,674 千円
第3項 電源開発費	380,426 千円
第4項 企業債償還金	299,870 千円
第5項 投資	2,007,600 千円
第6項 繰出金	30,000 千円
第7項 予備費	5,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(事 項)	(期 間)	(限 度 額)
柏台発電所水車発電機分 解点検補修工事	平成 26 年度から平成 27 年度まで	238,000 千円
高森高原風力発電所（仮 称）風況調査他業務委託	平成 26 年度から平成 27 年度まで	120,000 千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と附帯事業費用

(2) 営業費用と事業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 1,092,700千円

(2) 交 際 費 305千円

平成 26 年度岩手県工業用水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 26 年度岩手県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

北上工業団地地内及び岩手中部（金ヶ崎）工業団地の各事業所に対し、次のとおり給水する。

給 水 事 業 所 数	18 事 業 所
年 間 総 給 水 量	14, 103, 235 立方メートル
う ち ろ 過 水 量	5, 803, 500 立方メートル
一 日 平 均 給 水 量	38, 639 立方メートル
う ち ろ 過 水 量	15, 900 立方メートル

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 工 業 用 水 道 事 業 収 益	956, 741 千円
第 1 項 営 業 収 益	900, 935 千円
第 2 項 財 務 収 益	531 千円
第 3 項 事 業 外 収 益	55, 275 千円

支 出

第 1 款 工 業 用 水 道 事 業 費 用	957, 040 千円
第 1 項 営 業 費 用	830, 981 千円
第 2 項 財 務 費 用	70, 372 千円
第 3 項 事 業 外 費 用	14, 551 千円
第 4 項 特 別 損 失	40, 636 千円
第 5 項 予 備 費	500 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 580,934 千円は、過年度分損益勘定留保資金 552,942 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 27,992 千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	306,940 千円
第1項 業 債	211,900 千円
第2項 固定資産売却代金	95,040 千円
支 出	
第1款 資本的支出	887,874 千円
第1項 改良費	232,513 千円
第2項 企業債償還金	373,479 千円
第3項 他会計からの長期借入金償還金	265,601 千円
第4項 国庫補助金返還金	16,281 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
建設改良事業	211,900 千円	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、212,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と事業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、

議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	132,528 千円
(2) 交際費	50 千円

(重要な資産の処分)

第9条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

	(種類)	(名称)	(所在地)	(数量)	(処分の態様)
処分する資産	構築物	堰堤	北上市和賀町岩崎新田地内	1 式	持分一部譲渡